

# 地下放流要綱改正に懸念

## 浄化槽処理水 市民「緩和、必要以上」

浄化槽で処理した水を土壌に浸透させる「地下浸透放流」の規制基準を、県が2023年に緩和したことを巡り、改正前に県環境部が実施した意見照会に、県土木建築部や宮古島市が地下水への影響を懸念していたこ



県浄化槽取扱要綱の改定に関して記者会見する「白保魚湧く海保全協議会」の新里昌央会長(左)と、柳田裕行さん。26日、県庁記者クラブ

とが2日までに分かった。2月26日に県庁記者クラブで会見を開き、明らかにした石垣市の団体「白保魚湧く海保全協議会」は「県環境部は関係機関からの意見に誠実に対応せず、必要以上の緩和を行った」とし、基準の見直しを求めた。

県は23年、浄化槽の設置について定めた「県浄化槽取扱要綱」を一部改正した。浄化槽の処理水は、河川など公共用水域に流すのが基本で、県の新要綱でも地下浸透放流を原則として禁じる。ただ、それ以外の方法がない場合、条件付きで地下浸透放流を認めている。地下浸透放流の排水基準は、旧要綱では浄化槽の規模にかかわらず、水中の汚れを示す「BOD」

「D」が1リットルあたり10ミリグラム以下、全窒素が同10ミリグラム以下だった。新要綱ではこの基準を処理対象人員501人以上の浄化槽に限定。土壌の浸透速度の上限值や、土壌表面の土質の規制も撤廃した。

同協議会が入手した県の開示文書「県浄化槽取扱要綱の一部改正に係る意見照会について」によると、県土木建築部が「浄化槽の定期検査率はどつなっているのか。検査率が低い中で安易な地下浸透処理の緩和は時期尚早ではないか」などと指摘した。

宮古島市は、同市の水道原水の地域は住宅が比較的少なく、要綱改正の影響は少ないと感じるとしつつ、今後、ホテルなどの建設で状況が大きく

変化する可能性にも言及。「地下水への影響について問題ないとする専門家の意見も含めた県の意見をうかがえば」とした。

26日に記者会見した同

協議会の新里昌央会長は「今回の基準緩和では海洋汚染につながりかねない。サンゴ礁や沖縄の海を守るためには陸域の規制が必須だ」と訴えた。

(前森智香子)